

平成 19 年第 4 回にかほ市議会定例会会議録（第 6 号）

1、本日の出席議員（ 24 名 ）

1 番	飯 尾 善 紀	2 番	佐々木 正 勝
3 番	市 川 雄 次	4 番	池 田 好 隆
5 番	宮 崎 信 一	6 番	佐 藤 文 昭
7 番	佐々木 正 明	8 番	小 川 正 文
9 番	伊 藤 知	10 番	加 藤 照 美
11 番	佐々木 弘 志	12 番	村 上 次 郎
13 番	菊 地 衛	14 番	佐々木 清 勝
15 番	榊 原 均	16 番	竹 内 賢
17 番	佐 藤 元	18 番	斎 藤 修 市
19 番	佐々木 平 嗣	20 番	池 田 甚 一
21 番	本 藤 敏 夫	22 番	佐々木 正 己
23 番	山 田 明	24 番	竹 内 睦 夫

1、本日の欠席議員（ な し ）

1、職務のため議場に出席した事務局職員は次のとおりである。

議 会 事 務 局 長	竹 内 享 一	局 長 補 佐	佐 藤 谷 博 之
議 事 調 査 係 長	佐 藤 正 之	主 査	佐々木 美 佳

1、地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

市 長	横 山 忠 長	副 市 長	横 山 昭
教 育 長	三 浦 博	企 業 管 理 者	佐々木 勝 利
総 務 部 長	佐 藤 好 文	市 民 部 長	池 田 史 郎
健 康 福 祉 部 長	笹 森 和 雄	産 業 部 長	岩 井 敏 一
建 設 部 長	金 子 則 之	教 育 次 長	小 柳 伸 光
ガ ス 水 道 局 長	須 田 登 美 雄	消 防 長	中 津 博 行
総 務 部 総 務 課 長	齋 藤 隆 一	財 政 課 長	森 鉄 也
税 務 課 長	齋 藤 利 秀	選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	佐 藤 正 記
市 民 課 長	木 内 利 雄	観 光 課 長	武 藤 一 男
建 設 課 長	佐 藤 家 一	都 市 整 備 課 長	佐々木 義 明
教 育 委 員 会 総 務 課 長	阿 部 均	ガ ス 水 道 局 管 理 課 長	佐 藤 俊 文
消 防 本 部 総 務 課 長	阿 曾 時 秀		

1、本日の議事日程は次のとおりである

議事日程第6号

平成19年6月15日(金曜日)午前10時開議

- 第1 議案第62号 平成19年度にかほ市老人保健特別会計補正予算(第1号)の専決処分の報告及びその承認について(専決第4号)
- 第2 議案第63号 にかほ市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第3 議案第64号 にかほ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について
- 第4 議案第65号 にかほ市長寿祝金条例の一部を改正する条例制定について
- 第5 議案第66号 にかほ市市営住宅条例の一部を改正する条例制定について
- 第6 議案第67号 にかほ市定住市営住宅条例を廃止する条例制定について
- 第7 議案第68号 にかほ市下水道条例の一部を改正する条例制定について
- 第8 議案第69号 公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する基本協定の締結について
- 第9 議案第70号 平成19年度にかほ市一般会計補正予算(第2号)
- 第10 議案第71号 平成19年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定補正予算(第1号)
- 第11 議案第72号 平成19年度にかほ市ガス事業会計補正予算(第1号)
- 第12 議案第73号 平成19年度にかほ市水道事業会計補正予算(第1号)
- 第13 陳情第5号 「日豪EPA・FTA交渉に対する」陳情書
- 第14 陳情第6号 公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保に関する陳情
- 第15 陳情第7号 「非核日本宣言」を求める意見書の採択を求める陳情
- 第16 陳情第8号 原爆症認定制度の抜本的改善を厚生労働省に求める意見書についての陳情
- 第17 陳情第9号 県に「『子育て新税』を導入しないで下さい」の意見書を求める陳情書
- 第18 議提第7号 「日豪EPA・FTA交渉に対する」意見書
- 第19 議提第8号 公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保に関する意見書
- 第20 議提第9号 「非核日本宣言」を求める意見書
- 第21 議提第10号 原爆症認定制度を抜本的に改めることについての意見書
- 第22 議提第11号 県に「『子育て新税』を導入しないで下さい」の意見書

1、本日の会議に付した事件は次のとおりである。

議事日程第6号に同じ

午前10時05分 開 議

議長(竹内睦夫君) ただいまの出席議員は24人です。定足数に達していますので、会議は成立

します。これから本日の会議を開きます。

日程に入る前に報告します。地方自治法第 121 条の規定に基づき出席を求めた者の名簿は、お手元に配付のとおりです。

ただいまから一般会計予算特別委員会のため、しばらく休憩します。

午前 10 時 06 分 休 憩

平成19年度一般会計予算特別委員会会議録

出席委員(23 名)

1 番	飯尾善紀	2 番	佐々木正勝
3 番	市川雄次	4 番	池田好隆
5 番	宮崎信一	6 番	佐藤文昭
7 番	佐々木正明	8 番	小川正文
9 番	伊藤知	10 番	加藤照美
11 番	佐々木弘志	12 番	村上次郎
13 番	菊地衛	14 番	佐々木清勝
15 番	榊原均	16 番	竹内賢
17 番	佐藤元	18 番	斎藤修市
19 番	佐々木平嗣	20 番	池田甚一
21 番	本藤敏夫	22 番	佐々木正己
23 番	山田明		

議会議務局職員

議会議務局長	竹内享一	局長補佐	藤谷博之
議事調査係長	佐藤正之	主査	佐々木美佳

説明員

市長	横山忠長	副市長	横山昭
教育長	三浦博	企業管理者	佐々木勝利
総務部長	佐藤好文	市民部長	池田史郎
健康福祉部長	笹森和雄	産業部長	岩井敏一
建設部長	金子則之	教育次長	小柳伸光
ガス水道局長	須田登美雄	消防長	中津博行
総務部総務課長	齋藤隆一	財政課長	森鉄也
税務課長	齋藤利秀	選挙管理委員会事務局長	佐藤正記

市民課長	木内利雄	観光課長	武藤一男
建設課長	佐藤家一	都市整備課長	佐々木義明
教育委員会総務課長	阿部均	ガス水道局管理課長	佐藤俊文
消防本部総務課長	阿曾時秀		

平成 19 年度一般会計予算特別委員会審議日程

第 1 予算特別小委員会の報告、質疑（議案第 70 号）

第 2 討 論

第 3 採 決

午前 10 時 06 分 開 議

一般会計予算特別委員長（山田明君） ただいま出席している委員は 23 名であります。したがって、にかほ市議会委員会条例第 16 条で規定する定足数に達しています。

各小委員会の審査の報告を求めます。

最初に、総務小委員長の報告を求めます。4 番池田好隆総務小委員長。

【総務小委員長（4 番池田好隆君）登壇】

総務小委員長（池田好隆君） おはようございます。

一般会計予算特別委員会の総務小委員会、当委員会に付託になりました部分の議案第 70 号歳入歳出の補正予算について、その審査の経過と結果を御報告いたします。

歳入の関係ですが、2 点御報告いたします。

14 款 2 項 5 目の 1 節市町村合併推進体制整備費の補助金 5,000 万円措置されてございます。これにつきましても補足の説明がございました。総額が 3 億 9,000 万円、18 年度で 2 億 6,000 万円措置済みと。で、今回 5,000 万円の措置ということで、この合併の補助金については残額が 8,000 万円となると、こういう説明がありました。

それから、もう一点、19 款 1 項 1 目 1 節繰越金でございます。これにつきましては、報告の段階で、18 年度は 3 億 7,500 万円の見込みであるという報告がなされましたけれども、委員会では、最も新しい精査の段階で 4 億 1,500 万円の見込みであると、こういうふうな説明がありました。

歳出についても 2 つ申し上げます。

2 款 1 項 1 目 19 節集会施設整備の補助金であります。これは 300 万円措置されてございます。これも説明あったかと思いますが、委員会でも再度説明がございました。これは会館の整備に関する補助金でございます。施設は 12 施設、補助は 3 分の 1 補助ということで、上限は 500 万円ござい

ます。

これについて当局からも説明がございました。御承知のとおり、こういった会館につきましては、町内会が単独で設置する会館、あるいは補助事業等で整備された集会所で、実質会館として使用されているものがあるわけでございますけれども、そういったものの管理の方式と申しますか、これについてはまだ統一されていないと、こういうふうな説明がありました。さらに、委員の中から、上限が500万円ということですが、世帯の多い町内では、建物が大きくなるために500万円の上限ではなかなか手をつけられない町内もあるのではないかと、こういうふうなお話もありました。そういったものについては、例えば福祉施設みたいなもので建設を検討できないものだろうかと、これは福祉施設に限りませんが、農林水産の施設等も管内にはあるわけでございます。検討できないものだろうか、と、こういうふうな意見がありました。

もう一点、2款1項9目19節横浜FCキャンプ招致の実行委員会に対する補助金300万円でございます。これは全体事業費は900万円でございます。この900万円の根拠は、横浜FCからの提示に基づいたものだ。自治体ではその3分の1補助ということで300万円措置をしたということでございます。実行委員会は7団体がございまして、実行委員会の予算等も配付になりました。中身を見ますと、150万円自前で寄附を募ると、こういうふうにあります。

この寄附活動についても意見が出ました。寄附活動は7団体、これは漁業協同組合、あるいはJA、体育協会、観光協会、商工会、こういったものも入っているわけですが、この寄附活動はサッカー協会が中心となって150万円を募りたいと、こういうお話でした。

後先になりましたが、この900万円の中身を見ますと、交通費、あるいは宿泊滞在費の2分の1、つまり450万円を実行委員会で負担すると、こういうふうな予算の内容になっております。さらに、これにつきましては、交流人口の増、あるいは、にかほ市の活性化という面から効果が期待できるのではないかと、こういうふうな意見が出ました。

議案第70号の当総務小委員会に関する部分につきましては、可決に決しております。以上でございます。

一般会計予算特別委員長（山田明君） 報告が終わりましたので、総務小委員会委員長に対する質疑を許します。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

一般会計予算特別委員長（山田明君） 質疑なしと認めます。これで総務小委員会に対する質疑を終わります。

次に、教育民生小委員長の報告を求めます。13番菊地衛教育民生小委員長。

【教育民生小委員長（13番菊地衛君）登壇】

教育民生小委員長（菊地衛君） おはようございます。

去る6月12日、当委員会に付託になりました案件の審査が終わっておりますので、報告をいたします。

議案第70号平成19年度にかほ市一般会計補正予算（第2号）中、市民部、健康福祉部、教育委員会に関する事項、賛成多数で可決いたしております。

審査の内容について若干申し上げます。補正された事業の中身、あるいは人件費にかかわる内容について審査をしましたが、委員の意見なども含め数点について報告いたします。

2款7項3目の防犯街灯等対策費の修繕料は、金浦地区の2灯式の街灯169基の落下防止のためのボルト通しの作業を行うとしていますが、委員からは、先ほど副市長のほうからも報告がありましたが、あずまやの崩壊の例を踏まえ、点検の周期、点検の仕方について意見が出されましたが、当局では、事故のないよう巡回を強化したいとの答弁でした。

3款1項3目の手話通訳者設置事業の関係ですが、この設置については、以前の委員会でもその待遇等で取り上げた経緯があります。手話通訳者との実際の契約は社会福祉協議会で行っており、市では委託料として支出。この手話通訳者は、県内にも数名しかいないという厚生労働省の認定を受けている有資格者で、障害者の手話通訳はもちろん、手話通訳の講師としても市民を対象に講座を持っており、厚労省のテキストに基づき、3年以内に市内にも有資格者を誕生させたいと努力していただいているとのこと。この方は秋田市内の方ですが、にかほ市内に単身居を移して活動をしてくださっており、今回の補正はその住居手当分で、基本的契約料が安いのではないかという意見もあり、もう少し待遇改善の余地があるのではとの委員からの発言がありました。

歳入等の関連もありますが、10款3項2目の運動部活動等活性化推進事業であります。委員からは、この事業についての主たる目的についての質疑がありました。釜ヶ台中学校、小学校も含めてですが、小規模校ではなかなか実施できない大人数での体育の授業を通し、集団での競技、あるいは教育機会の提供をねらいとし、特に釜ヶ台中学校では、得意の卓球強化のため、外部から指導者を招くことなどもこの事業に含まれているようです。このほかにも、釜ヶ台中と仁賀保中の間には、年間数回の全校合同事業なども行われており、仁賀保中学校建設にあわせ、統合に向けた考え方を教育委員会では明確にしていると感じられました。

3款4項3目の後期高齢者医療制度システム構築では、国保会計も同様であります。国の制度を実施していくに際し、余りにも市の負担が多過ぎるとの批判がありました。

また、10款4項10目の南極フェアの関係では、当局からは、南極観測船そのものの所管は文部科学省だが、運行や活動に関しては自衛官が大きくかかわっていることから、それから経費的面からも、ほぼ毎年自衛隊の音楽隊を招聘してきた経緯の説明がありましたが、事業自体の住民参加の主体性がいま一つはっきりしない点と、憲法問題が取りざたされている昨今、平和や自衛隊のあり方などを考慮すれば、安易に自衛隊でいいのかとの疑問の声もあり、結局当委員会では賛成多数で可決といたしております。

以上、報告を終わります。

一般会計予算特別委員長（山田明君） 報告が終わりましたので、教育民生小委員長に対する質疑を許します。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

一般会計予算特別委員長（山田明君） 質疑なしと認めます。これで教育民生小委員長に対する質疑を終わります。

次に、産業建設小委員長の報告を求めます。5番宮崎信一産業建設小委員長。

【産業建設小委員長（5番宮崎信一君）登壇】

産業建設小委員長（宮崎信一君） おはようございます。

去る6月2日に付託になりました審査が終了しておりますので、御報告させていただきます。

議案第70号平成19年度にかほ市一般会計補正予算（第2号）中、産業部、建設部に関する事項、結果として全員の賛成による可決となっております。

審査の内容を若干御報告申し上げます。

11ページになります。6款1項3目19節農林水産費の交流協議会補助金9万3,000円につきましてですが、委員の方からは、なぜこの交流が産業部の農林課担当なのかという御意見が出ております。これは、旧象潟町で農林水産課で担当していたことから、合併後もその流れで農林課が事務局を担当しておるとのお答えをいただいております。今後も浅草との交流を継続していく方向でありまして、象潟町交流協議会を発展的に解散いたし、今月26日に新たににかほ市交流協議会を設立することになっているようであります。また、本年度、8月23日から24日にかけて、24名がにかほ市を訪れる予定となっております。

同じページの商工費、7款1項2目19節商工会部会連携販売推進事業費補助金、こちらにも質疑の中で出ておりますので、若干詳しくさせていただきますが、事業費の内容といたしましては、合計で238万円、加盟店の150万円、市から50万円の補助、そして商業部会から38万円ということになっております。内容につきましては、ポスターの印刷費、また、買い物券、こちらは500円券、1,000円券、そして1泊の宿泊券、それから外れ券5枚を集めてということで、市内の入浴施設の利用券ということの内容でございます。委員の中から、今回は国体に向けての事業なのかという質問がありましたが、こちらのほうは今後も継続して消費者に還元していきたいという旨で、今回補助金ということになったようでございます。

12ページ、8款土木費2項2目、需用費の修繕料26万6,000円でございます。こちらは、金浦地内の市道の道路案内の標識が、風雨によりましてほとんど読み取れなくなっております。ただ、そこにあります、いわゆる酒田、秋田、それから小出、もう片方という、そちらのほうをどうするかと、今こういう情勢でございますので、文字のあんばいも含めて、これから検討して、そちらのほうを新規につくっていききたいということでございます。そして、その標識に関しましても、市独自の形をとということもございましたが、これはあくまでも道路の標識ということでございますので、各集落案内とかそういうものに関しては市のマークとかいろいろございますが、それとは別に、道路は道路の標識という形で、これから来る観光客のためにも早く設置してもらいたいという委員からの意見もございました。

同じページの8款土木費2項2目15節の市道整備工事、こちらにも本会議の質疑でございましたが、3,000万円ではありますが、地区要望の市道整備9カ所でございます。複数年も含めまして、道路関係の地区要望は67件が残っているというふうに伺っております。工事内容につきましては、道路の排水路工事、また、側溝改良が主でありまして、うち1つが転落防止さくの更新が1件というふうになっております。以上でございます。

一般会計予算特別委員長（山田明君） 報告が終わりましたので、産業建設小委員長に対する質

疑を許します。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

一般会計予算特別委員長（山田明君） 質疑なしと認めます。これで産業建設小委員長に対する質疑を終わります。

これから議案第 70 号平成 19 年度にかほ市一般会計補正予算（第 2 号）の討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

一般会計予算特別委員長（山田明君） これですべての討論を終わります。

これから議案第 70 号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第 70 号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

【賛成者起立】

一般会計予算特別委員長（山田明君） 起立多数です。したがって、議案第 70 号平成 19 年度にかほ市一般会計補正予算（第 2 号）は原案のとおり可決されました。

これで一般会計予算特別委員会に付託されました案件の審査は全部終了しました。これで一般会計予算特別委員会を閉会します。

午前 10 時 27 分 閉 会

.....

本会議録は、その正確なるを証明するため署名する。

平成 年 月 日

一般会計予算特別委員会
委員長

午前 10 時 28 分 再 開

議長（竹内睦夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 1、議案第 62 号平成 19 年度にかほ市老人保健特別会計補正予算（第 1 号）の専決処分の報告及びその承認について（専決第 4 号）から日程第 12、議案第 73 号平成 19 年度にかほ市水道事業会計補正予算（第 1 号）までの 12 件及び日程第 13、陳情第 5 号「日豪 E P A ・ F T A 交渉に対する」陳情書から日程第 17、陳情第 9 号県に「『子育て新税』を導入しないで下さい」の意見書を求める陳情書までの 5 件、計 17 件を一括議題とします。

これから各常任委員長及び一般会計予算特別委員長の審査の報告を求めます。

初めに、総務常任委員長の報告を求めます。4 番池田好隆総務常任委員長。

【総務常任委員長（4 番池田好隆君）登壇】

総務常任委員長（池田好隆君） 当総務常任委員会に付託になりました議案 1 件、陳情 2 件について、その審査の経過と結果について御報告いたします。

最初に、議案第 63 号にかほ市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。

提出理由の段階でも説明ありましたが、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正がなされたわけでございます。それに伴いまして、にかほ市の選挙執行に係る人件費等を引き下げするものであります。これは、公務員給与の引き下げ、あるいは執行事務の実態、これによって見直しをし、引き下げるものであります。これについては何ら異議がなく、可決に決しております。

次、陳情第 7 号でございます。「非核日本宣言」を求める意見書の採択を求める陳情でございます。

内容を見ますと、核保有国による自国の核兵器の完全廃絶、これについては約束事項となっているようですが、約束実行の道筋はついていない。さらに、核拡散の危険も現実のものとなっている。世界で唯一の被爆国である日本が非核日本宣言として各国に共同の努力を呼びかけてほしい、これが願意でございます。

参考までに申し上げますが、当にかほ市議会では平成 17 年 12 月に非核平和の市 — つまりにかほ市の市です — 非核平和の市宣言、これを議決している経緯があります。当陳情第 7 号につきましては願意妥当であるということで、採択に決しております。

次、陳情第 9 号でございます。県に「『子育て新税』を導入しないで下さい」の意見書を求める陳情書であります。

皆さん御承知だと思いますが、中身は、子育て・教育の充実を願わない県民はいない。新たな税負担を求めるのではなく、今の県財政の中で、子育て・教育支援の充実を行ってほしい。これが願意の主なものであります。

これについて、委員の中から 3 つばかり意見が出ております。どうも今回の税負担、これにつき

ましては、財政悪化の補てん先と申しますが、それを安易に子育て税に求めたものではないか、税負担についてはまだ県民の理解が不足しているのではないかと申す御意見であります。さらに、秋田県は、東北6県の中では、子育て支援、これは非常に先進的に予算措置しておられるようですが、これについての成果と申すか、議論、こういったものがまだ県民の中にも不足しているのではないかと。つまり、税負担を求めるための中身の検討、こういったものがまだ不足でないかという意見でございます。さらには、税負担を求める手法が問題だと。つまり、若い夫婦も含めた県民全体が一応対象であります。この条例が認められた段階では、増税の可能性、あるいは財政悪化を理由に他に類を及ぼさないか、こういった点で非常に不安があるということでございます。以上、3つが主な意見でありました。

当陳情第9号につきましては願意受当と、採択に決しております。以上でございます。

議長（竹内睦夫君） これから総務常任委員長に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認めます。これで総務常任委員長の報告を終わります。

次に、教育民生常任委員長の報告を求めます。13番菊地衛教育民生常任委員長。

【教育民生常任委員長（13番菊地衛君）登壇】

教育民生常任委員長（菊地衛君） 去る12日に当委員会に付託になりました案件の審査が終わっておりますので、報告をいたします。

議案第64号にかほ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について、賛成多数で可決いたしております。

議案第65号にかほ市長寿祝金条例の一部を改正する条例制定について、全員の賛成により可決いたしております。

議案第71号平成19年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定補正予算（第1号）、賛成多数により可決いたしております。

それに、陳情第8号原爆症認定制度の抜本的改善を厚生労働省に求める意見書についての陳情、全員の賛成により採択といたしております。

若干審査の内容について申し上げます。

議案第64号は、本会議、あるいは全員協議会で当局から詳しく説明があったように、平成20年度から旧3町ごとの税率を統一することに向けた改正が主眼に置かれているわけですが、委員会では、これまでの旧3町ごとの税率改正や医療費の推移、さらには平成20年度からスタートする後期高齢者医療制度とのかかわりまで踏み込んだ審査をいたしました。この条例改正により、平成19年度の1人当たりの繰越額は3地区とも3万5,000円台で、ほぼ平準化が図られることとなります。後期高齢者医療制度導入後の国保税の動向は、現段階では予測は難しいものの、大幅な動きはないだろうと見ているようであります。市の管轄ではありませんが、国民健康保険法施行令の一部改正や、地方税法施行令の一部を改正する政令により、基礎課税額にかかわる限度額が引き上げられたことへの反対意見がありました。

議案第65号は、この条例の改正により、現在それぞれの地区で行っている敬老式を敬老の日以後

に開催し、敬老の日を基準日とするもので、委員からは特に 100 歳に達した者の 10 年の基準や、連続または通算居住なのか、施設入所者の把握などについて質疑が出されましたが、県内 93 ヶ所の老人施設への問い合わせ、市内の近親者への確認など、せっかくの条例改正なので、さまざまなケースに対応できるように規則等を整備していくとの回答を得ております。

議案第 71 号は、一般会計でも同じ事業がありますが、作業は同時に進行し、一体的なものということであります。これは後期高齢医療の部分です。国保の科目、基準の違う分、国保への支援分の税率にかかわるもの、国保と高齢者にかかわる分をこの会計でシステム構築のための予算を計上しているもので、委員からは、国の補助と実質かかる費用との差が大きく、国の制度改正なのに地方自治体の負担が余りにも多過ぎるとの意見が出ております。

陳情第 8 号については、審査に当たって、池田市民部長、笹森健康福祉部長に参与として委員会に出席いただき、市内あるいは近隣市町、県内等のこの件に関する現状を伺いました。原爆症認定等に関する窓口は、由利地域振興局の保健所だそうで、被爆者手帳所持者は、由利本荘市内に 3 人、にかほ市にはいないようであります。戦後 60 年を過ぎても、さまざまな戦後処理の問題がありますが、この件に関しても、被爆された方々の長年の思いを察するに余りあるものを感じられます。委員からは、採択をして早急に救済の手を差し伸べるべきとの意見が出され、意見書の作成に当たっても、陳情者が添付して提出してきたものに「司法の裁定を十分に尊重し、原告の高齢化にも最大限の配慮をしつつ、」と加え、採択といたしております。

以上、報告を終わります。

議長（竹内睦夫君） これから教育民生常任委員長に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認めます。これで教育民生常任委員長の報告を終わります。

次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。5 番宮崎信一産業建設常任委員長。

【産業建設常任委員長（5 番宮崎信一君）登壇】

産業建設常任委員長（宮崎信一君） 当産業建設常任委員会に付託になりました審査が終了しておりますので、御報告を申し上げます。

議案第 66 号にかほ市市営住宅条例の一部を改正する条例制定について、議案第 67 号にかほ市定住市営住宅条例を廃止する条例制定について、議案第 68 号にかほ市下水道条例の一部を改正する条例制定について、議案第 69 号公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する基本協定の締結について、議案第 72 号平成 19 年度にかほ市ガス事業会計補正予算（第 1 号）、議案第 73 号平成 19 年度にかほ市水道事業会計補正予算（第 1 号）、いずれも全員の賛成による可決となっております。

陳情第 5 号「日豪 E P A ・ F T A 交渉に対する」陳情書、陳情第 6 号公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保に関する陳情、こちらも全員の賛成により採択となっております。

内容について若干御報告させていただきます。

議案第 66 号から 69 号までは、かなりの間、本会議で審査されましたので、割愛させていただきます。

ます。

大きな予算に関しまして、御報告をさせていただきます。

議案第72号、こちらも本会議で大分質疑ありましたが、1億7,000万円の補正ということでございます。こちらは大口契約がふえたためにピーク時の製造が足りなくなる、1時間当たり600立方から3倍の1,800立方にするということでございます。これで本当に間に合うのかというふうな意見が出ました。これはあくまでも製造ということでございます、ピーク時に足りなくなるということで、そちらをためておいて、それを出せるということでございますので、これだけあれば今のところは間に合うであろうと。

なお、大口契約でございますので、契約期間を現在5年というふうになっておりますが、当局側では、安定供給のためには10年間の契約としたいという考えであるということ伺っております。

この大口契約がふえた背景には、御承知のとおり、原油、いわゆる石油の高騰、また、CO₂削減ということが理由と思われるということでございます。

議案第73号に関しまして、拡張改良費でございますが、高速道路建設に伴う移転でございます。こちらにも質疑にありましたが、費用のほうは全額国からの補助になる予定になっております。今回は2路線、約700メートルほどであります。委員の中から、今後こういうケースがいわゆる金浦・象潟までの間にどのぐらいあるのか、また、どのようになっていくのかということでございますが、用買等の関係もあります。今回は金浦までの間に3ヵ所ほどの工事が必要となるのではないかとということで、現在そちらのほうも協議に入っているということでございます。工事に関しましては、用買のこともございますが、本年度の稲作はオーケーということになっておりまして、いわゆる稲刈り終了後ということになるかということでございます。10月ごろではないかというふうに伺っております。

続きまして、陳情第5号でございますが、こちらのほうは3月定例会において、ほぼ同じ内容の陳情をいただいております、差出人は違っておりますが、願意のほうはそのとおりであろうということが委員の中からございまして、採択となっております。

陳情第6号に関しましては、非常に難しい内容だなということございまして、しかるに、賃金額は幾らなのかというふうな意見がございましたが、いろいろ資料等を見まして、説明をいただきました。公共工事につきまして、また、公共でなくとも、適正な労働条件、また、賃金等は確保するべきではないかというふうな、願意妥当というふうな意見が出まして、こちらのほうも採択となっております。以上です。

議長（竹内睦夫君） これから産業建設常任委員長に対する質疑を行います。 — 12番村上次郎議員。

12番（村上次郎君） 2点質問します。

1つは、技術的なことなんです、ガス製造の仕方、これは24時間体制でやっているのか、あるいは一定の稼働時間があってやっているのか、これについて1つ質問です。

もう一つは、契約の仕方が、5年契約ということをして10年にしたいということですが、その可能性はどうかということと、もし10年にならない場合は5年でやっていくのかどうか、その見通しにつ

いてお尋ねします。

議長（竹内睦夫君） 産業建設常任委員長。

産業建設常任委員長（宮崎信一君） お答えいたします。

製造の稼働につきましては24時間、そして、それをタンクにためて供給するということになっているようにございます。

また、5年から10年ということでございますが、あくまでも希望でございまして、現在のところは5年契約という形になっておるといふふうに伺っております。

議長（竹内睦夫君） 12番村上次郎議員。

12番（村上次郎君） そうすると、10年を目指すか、5年契約が現在の状況で、現在の5年契約のままでもやっていける、そういう見通しがあるのか、その点についてお尋ねします。

議長（竹内睦夫君） 産業建設常任委員長。

産業建設常任委員長（宮崎信一君） こちらのほうは価格の変動等もございまして、そして、LPガスとの兼ね合いもございまして、そういう面で、大口契約の場合は独自の単価ということになりますので、あくまでも企業サイドとこちらのほうとの話し合いの中でやっていくということになるかと思っております。

議長（竹内睦夫君） ほかに質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認めます。これで産業建設常任委員長の報告を終わります。暫時休憩します。

午前10時50分 休憩

午前10時52分 再開

議長（竹内睦夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、一般会計予算特別委員長の報告を求めます。23番山田明一般会計予算特別委員長。

【一般会計予算特別委員長（23番山田明君）登壇】

一般会計予算特別委員長（山田明君） 議案第70号平成19年度にかほ市一般会計補正予算（第2号）、賛成多数で可決に決しました。

議長（竹内睦夫君） これから一般会計予算特別委員長に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認めます。これで一般会計予算特別委員長の報告を終わります。暫時休憩します。

午前10時53分 休憩

午前 11 時 05 分 再 開

議長（竹内睦夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これからそれぞれの議案に対する討論、採決を行います。

最初に、議案第 62 号平成 19 年度にかほ市老人保健特別会計補正予算（第 1 号）の専決処分の報告及びその承認について（専決第 4 号）の討論を省略したいと思いますけれども、御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。これで議案第 62 号の討論を終わります。

これから議案第 62 号を採決します。この採決は起立によって行います。本件は、承認することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 全員の賛成です。したがって、議案第 62 号平成 19 年度にかほ市老人保健特別会計補正予算（第 1 号）の専決処分の報告及びその承認について（専決第 4 号）は、承認することと決定しました。

次に、議案第 63 号にかほ市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についての討論を省略したいと思いますけれども、御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。これで議案第 63 号の討論を終わります。

これから議案第 63 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、議案第 63 号にかほ市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 64 号にかほ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についての討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許します。12 番村上次郎議員。

【12 番（村上次郎君）登壇】

12 番（村上次郎君） 議案第 64 号にかほ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてに反対の討論をします。

この条例は、基礎課税額の限度額を 53 万円から 56 万円に 3 万円引き上げるといふものと、金浦地域と象潟地域の均等割額をそれぞれ引き下げる、こういうものです。金浦地域と象潟地域の均等割引き下げは、来年度からの国保会計統一に向けて、1 人当たりの繰越額を同等の金額にするための単年度限りの調整であり、担当者が苦勞して精査・算出したもので、これには賛成です。

この点に関しては、担当課、担当部の努力に敬意を表します。

もう一つの基礎課税限度額の引き上げには反対です。最高限度額引き上げで、にかほ市の該当数は 182 世帯、約 509 万円の増とされています。単に限度額が引き上げられたから反対というわけではありません。引き上げの説明には、中所得者世帯の過度な負担にならないようにとされていましたが、そのための手直しはどこにもありません。委員会での説明で、中所得者世帯にこれ以上の負担にならないよう年収を上げるとの説明にはある程度納得しました。しかし、最高限度額については、より多い所得者世帯からはそれ相応の負担をしていただき、中低所得者世帯にはより低い負担をしてもらうのが、税のあるべき姿だと思います。

国保税の滞納は 2 億 1,000 万円にもなっており、滞納がふえる傾向にあります。納めたくても納めることができない世帯がふえているのは、その仕組みにもあると思います。この際、さらに税負担についてはより細かく段階を設け、最高限度額をもっと引き上げて、均衡をとるのが筋ではなかったと思います。

政府のこれまでのやり方は、国保に限らず、定率減税廃止のように、所得のうんと高い層へは優遇し、低いところには課税を強化しています。以上述べた点から、政府の最高限度額の改定には賛成できないことを表明して、討論とします。

議長（竹内睦夫君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） ほかに討論ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 討論なしと認めます。これで議案第 64 号の討論を終わります。

これから議案第 64 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立多数です。したがって、議案第 64 号にかほ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 65 号にかほ市長寿祝金条例の一部を改正する条例制定についての討論を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。これで議案第 65 号の討論を終わります。

これより議案第 65 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、議案第 65 号にかほ市長寿祝金条例の一部を改正する条例制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 66 号にかほ市市営住宅条例の一部を改正する条例制定についての討論を省略したいと思っておりますけれども、御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。これで議案第 66 号の討論を終わります。

これから議案第 66 号を採決します。この採決は起立によって行います。

なお、お願いですけれども、起立のとき、皆さん立つ時間がふぞろいな関係もありますので、確認できるまでそのまま起立していただけませんか。

この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、議案第 66 号にかほ市市営住宅条例の一部を改正する条例制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 67 号にかほ市定住市営住宅条例を廃止する条例制定についての討論を省略したいと思っておりますけれども、御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。これで議案第 67 号の討論を終わります。

これから議案第 67 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、議案第 67 号にかほ市定住市営住宅条例を廃止する条例制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 68 号にかほ市下水道条例の一部を改正する条例制定についての討論を省略したいと思っておりますけれども、御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。これで議案第 68 号の討論を終わります。

これから議案第 68 号を採決します。この採決も起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、議案第 68 号にかほ市下水道条例の一部を改正する条例制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 69 号公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する基本協定の締結についての討論を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。これで議案第 69 号の討論を終わります。

これから議案第 69 号を採決します。この採決も起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、議案第 69 号公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する基本協定の締結については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 70 号平成 19 年度にかほ市一般会計補正予算（第 2 号）の討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。12 番村上次郎議員。

【12 番（村上次郎君）登壇】

12 番（村上次郎君） 議案第 70 号平成 19 年度にかほ市一般会計補正予算（第 2 号）に反対の討論をします。

補正予算のほとんどは、施設整備、市道整備、学校の生活など必要なもので、その面では賛成部分がほとんどです。しかし、2 つの点について賛成できません。

1 つは、来年度からスタートしようとしている 75 歳以上の後期高齢者医療制度の関係です。制度そのものについては、75 歳以上の人がかこれまで負担のない被扶養者まで負担になる、保険料が今後引き上げられる、滞納者に資格証明証が渡されるなどなどとして反対してきましたけれども、補正予算では別の問題があります。

にかほ市の国保加入者は 1 万 719 人ですが、そのうち 75 歳以上の方は 2,550 人で、加入者の 23.7% ほどになります。これだけの人が新しい制度に移り、その後、毎年、新制度に移行する人が生ずることになります。この制度の発足に当たり、国からは、後期高齢者医療制度準備補助金が出ています。金額は 414 万 8,000 円です。しかし、市が行う後期高齢者医療制度システム構築委託料、これの支出は 2,872 万 7,000 円です。これは補助金額の約 7 倍もの金額になります。国の方針や都合で制度改正をするのであれば、自治体に負担をできるだけかけさせないで、新システムに移行させるべきだ、このように思います。しかも、国では、この補助金を算出するのに基準額を設け、勝手に、基本額は 620 万円、人口割 209 万円などとして、しかも、その 2 分の 1 を補助するとしています。補助額が少ないため、市町村の持ち出しが多く、なかなか新システムをつくりにくいところもありそうです。国の支出は抑え、市町村に負担をかぶせてくるという、こうしたやり方は認められません。

実は、これと同様なことが次の議案第 71 号の国保会計でもあり、そちらも賛成しかねます。

また、もう一つは、2007 南極フェア実行委員会補助金の関係です。このイベントには、自衛隊音楽隊にこれまで出演してもらっているようですが、いろいろといきさつや流れがあつてのことということは理解できます。しかし、御承知のように、アメリカの要請を受けて警察予備隊から保安隊に、そして解釈憲法なるものを拡大して自衛隊となり、世界屈指の軍事力を持ってきています。防衛庁は防衛省に格上げされ、自衛隊の本来任務として海外での活動を入れ、アメリカ軍との共同作戦など、憲法と相反する方向を強めています。それに、自衛隊の情報保全隊がイラク派兵反対運動に限らず、医療費負担増、年金改悪、小林多喜二展、消費税増税に反対する運動や、議会、新聞記者など憲法違反の国民監視をしている問題が出ています。このようなことを許したら大変なことになります。今回報告された市の国民保護計画には、自衛隊の治安出動なども明記されています。これは、国内の自衛隊の動きに対する反対運動を抑えるものです。このようなことも考え、自衛隊の

出演については見直しの時期に来ているのではないかと思います。今後は、南極条約、白瀬南極探検隊記念館条例などを十分に生かし、南極フェアにふさわしいあり方をじっくり検討すべきではないかと、このように思います。

以上2点から本議案に反対します。

議長（竹内睦夫君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 次に、原案に反対者の発言を許します。16番竹内賢議員。

【16番（竹内賢君）登壇】

16番（竹内賢君） 議案第70号平成19年度にかほ市一般会計補正予算（第2号）について反対討論をします。

2つあります、理由は、ほとんど村上議員と同じ内容ですけれども、1つ目は、後期高齢者医療制度システム構築委託料2,872万7,000円の問題点を指摘したいと思います。この制度は、国が進める事業でありながら、そのために必要なシステムをつくるための根幹的な事業費があります。この事業を進めるに当たって、国の補助は414万8,000円。厳しい市の財政の中で、大きな負担を各地方自治体に強いるものであります。地方から、国のこのような政治のあり方や国庫補助のあり方にきっぱりと異議を申し立てていくことが地方分権としての正しいやり方だと思います。

2つ目は、2007南極フェア実行委員会補助金45万円についてであります。航空自衛隊の音楽隊を呼んで演奏する計画とのことであり、昨年も、あるいはその前も、かなり自衛隊の音楽隊を呼んで演奏をしております。2,000人以上集まって非常に盛会だというお話もありましたが、税金で賄われている自衛隊です。無料の演奏会ですから、そして、かなり高度な演奏技術を持っているわけです、音楽大を卒業した人が大半だと。しかしながら、無料なので、観客が多く集まるのは当然なことです。

今、文化会館の運営について論議がされております。下支えをする市民の組織も課題とされております。これまで、しばしば、このような形での実行委員会がつくられてきました。文化施設がつくられ、ホールを使用しての演劇や音楽の公演が鑑賞料を出して成り立つか心配されております。そういう中で、安易というか、人が集まるからということでやるような、自衛隊を呼んで音楽会を開くようなやり方については一考を要するだろうと、こういうふうに思います。

巨大な武器を持つ自衛隊が、権力と武力で国民を恐れさせる事件が2つありました。1つは、普天間飛行場の代替施設建設予定地の現況調査を民間でやっているわけですけれども、海上自衛隊の軍艦である掃海母艦を出動させて、反対行動を抑えるために示威をやっている。あるいは、スキューバダイバーが実際に潜ってやっている。そういう事態が起きました。大臣は、省庁間の問題であり、問題ないと、そういう言い方をしています。今、大きな武力を持っている自衛隊について、本当に文民統制、いわゆるシビリアンコントロールが効くのかどうか、制服の力が大きくなりつつあるということについては、昔の戦前、戦中の私たちは思いをきちっと共有しなければならないというふうに思います。

自衛隊法第3条の規定では、自衛隊の任務を規定していますが、今回のこのようなやり方は逸脱

した違法行為だと思えます。国民に銃口を向けたものです。さらに、市民の思想調査を自衛隊が行っていることが明らかにされました。昔の憲兵のように国民を監視しているのです。安倍首相が言う戦後レジウムからの脱却とは、戦前、戦争中の自由や民主主義のない、息苦しい日本に戻すことのようにです。

自衛隊音楽隊は、ソフトイメージで、国民に親しみを持たせる広告塔の役割を担っていますが、いざ戦争になれば、戦意を鼓舞し、戦死者を迎える役目も負っています。これらのことを考えた場合、教育予算など生活面で私たちに大きな影響を与える、いい予算内容もあるわけですが、あえてこの予算には反対せざるを得ません。討論に参加させていただきました。

議長（竹内睦夫君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） ほかに討論ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 討論なしと認めます。これで議案第 70 号の討論を終わります。

これから議案第 70 号を採決します。この採決も起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立多数です。したがって、議案第 70 号平成 19 年度にかほ市一般会計補正予算（第 2 号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 71 号平成 19 年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定補正予算（第 1 号）の討論を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。これで議案第 71 号の討論を終わります。

これから議案第 71 号を採決します。この採決も起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立多数です。したがって、議案第 71 号平成 19 年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定補正予算（第 1 号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 72 号平成 19 年度にかほ市ガス事業会計補正予算（第 1 号）の討論を省略したいと思いますけれども、御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。これで議案第 72 号の討論を終わります。

これから議案第 72 号を採決します。この採決も起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、議案第 72 号平成 19 年度にかほ市ガス事業会計補正予算（第 1 号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 73 号平成 19 年度にかほ市水道事業会計補正予算（第 1 号）の討論を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。これで議案第 73 号の討論を終わります。

これから議案第 73 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、議案第 73 号平成 19 年度にかほ市水道事業会計補正予算（第 1 号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、陳情第 5 号「日豪 E P A ・ F T A 交渉に対する」陳情書の討論を省略したいと思います。御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。これで陳情第 5 号の討論を終わります。

これから陳情第 5 号を採決します。この採決も起立によって行います。この陳情に対する委員長の報告は採択です。この陳情は、委員長の報告のとおり採択と決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、陳情第 5 号「日豪 E P A ・ F T A 交渉に対する」陳情書は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

次に、陳情第 6 号公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保に関する陳情の討論を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。これで陳情第 6 号の討論を終わります。

これから陳情第 6 号を採決します。この採決も起立によって行います。この陳情に対する委員長の報告は採択です。この陳情は、委員長の報告のとおり採択と決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、陳情第 6 号公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保に関する陳情は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

次に、陳情第 7 号「非核日本宣言」を求める意見書の採択を求める陳情の討論を省略したいと思います。御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。これで陳情第 7 号の討論を終わります。

これから陳情第 7 号を採決します。この採決も起立によって行います。この陳情に対する委員長

の報告は採択です。この陳情は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、陳情第7号「非核日本宣言」を求める意見書の採択を求める陳情は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

次に、陳情第8号原爆症認定制度の抜本的改善を厚生労働省に求める意見書についての陳情の討論を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。これで討論を終わります。

これから陳情第8号を採決します。この採決は起立によって行います。この陳情に対する委員長の報告は採択です。この陳情は委員長の報告のとおり採択と決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、陳情第8号原爆症認定制度の抜本的改善を厚生労働省に求める意見書についての陳情は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

次に、陳情第9号県に「『子育て新税』を導入しないで下さい」の意見書を求める陳情書の討論を省略したいと思います。御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。これで陳情第9号に対する討論を終わります。

これから陳情第9号を採決します。この採決も起立によって行います。この陳情に対する委員長の報告は採択です。この陳情は、委員長の報告のとおり採択と決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、陳情第9号県に「『子育て新税』を導入しないで下さい」の意見書を求める陳情書は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

暫時休憩します。

午前 11 時 39 分 休 憩

午前 11 時 41 分 再 開

議長（竹内睦夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第18、議提第7号「日豪EPA・FTA交渉に対する」意見書から日程第22、議提第11号県に「『子育て新税』を導入しないで下さい」の意見書までの5件を一括議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。議提第7号及び議提第8号について、5番宮崎信一議員の説明を求めます。5番宮崎信一議員。

【5番（宮崎信一君）登壇】

5番（宮崎信一君） 「日豪EPA・FTA交渉に対する」意見書。

会議規則第14条の規定により提出させていただきます。

平成19年6月15日。にかほ市議会議長様。

提出者、にかほ市議会議員宮崎信一。賛成者、にかほ市議会議員加藤照美、同じく飯尾善紀、同じく佐々木正勝、同じく小川正文、同じく池田甚一、同じく山田明、同じく佐々木平嗣。

内容については記載のとおりでございます。御一読願いたいと思います。

地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

宛先は、内閣総理大臣、また、農林水産大臣、経済産業大臣あてとなっております。

続きまして、議提第8号公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保に関する意見書。

会議規則第14条の規定により提出いたします。

平成19年6月15日。にかほ市議会議長様。

提出者、にかほ市議会議員宮崎信一。賛成者、にかほ市議会議員加藤照美、同じく飯尾善紀、同じく佐々木正勝、同じく小川正文、同じく山田明、同じく池田甚一、同じく佐々木平嗣。

記載のとおりでございますので、御一読を願います。

地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

内閣総理大臣、厚生労働大臣、国土交通大臣、衆議院議長、参議院議長あてになります。

以上でございます。

議長（竹内睦夫君） これから議提第7号及び議提第8号に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認めます。これで議提第7号及び議提第8号の質疑を終わります。

これから議提第7号に対する討論を行います。これの討論を省略したいと思いますけれども、御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。これで議提第7号に対する討論を終わります。

これから議提第7号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、議提第7号「日豪EPA・FTA交渉に対する」意見書は、原案のとおり可決されました。

次に、議提第8号の討論を行います。これの討論を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。これで議提第8号に対する討論を終わります。

これから議提第8号を採決します。この採決も起立によって行います。本案は、原案のとおり決

定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、議提第8号公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保に関する意見書は、原案のとおり可決されました。

次に、議提第9号について、4番池田好隆議員の説明を求めます。4番池田好隆議員。

【4番（池田好隆君）登壇】

4番（池田好隆君） 議提第9号「非核日本宣言」を求める意見書。

会議規則第14条の規定により提出するものであります。

平成19年6月15日。にかほ市議会議長様。

提出者、にかほ市議会議員池田好隆。賛成者、にかほ市議会議員佐々木弘志、同じく榊原均、同じく佐々木清勝、同じく佐々木正明、同じく斎藤修市、同じく佐々木正己。

内容につきましては、裏面記載のとおりでございます。御一読いただきたいと思います。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものであります。

平成19年6月15日。

提出者、秋田県にかほ市議会議長竹内睦夫。

相手先は、内閣総理大臣、外務大臣でございます。

よろしく申し上げます。

議長（竹内睦夫君） これから議提第9号に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認めます。これで議提第9号の質疑を終わります。

これから議提第9号の討論を行います。この討論を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。これで議提第9号に対する討論を終わります。

これから議提第9号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、議提第9号「非核日本宣言」を求める意見書は、原案のとおり可決されました。

次に、議提第10号について、13番菊地衛議員の説明を求めます。13番菊地衛議員。

【13番（菊地衛君）登壇】

13番（菊地衛君） 原爆症認定制度を抜本的に改めることについての意見書を会議規則第14条の規定により提出いたします。

提出者、にかほ市議会議員菊地衛。賛成者、にかほ市議会議員伊藤知、同じく市川雄次、同じく佐藤文昭、同じく村上次郎、同じく本藤敏夫、同じく佐藤元、同じく竹内賢。

本文のみ朗読して、提出理由にかえたいと思います。

原爆被害者は、現行の原爆症認定制度を、被害の実態に即した制度に抜本的に改めることを求めています。

司法の裁定を十分尊重し、原告の高齢化にも最大限の配慮をしつつ、原爆被害が、熱線、爆風、放射線による広範囲かつ長期におよぶ複合的被害であり、医学的にも未解明の被害であることをふまえた認定行政に改めることを要望します。

提出先は、内閣総理大臣、厚生労働大臣であります。

以上です。

議長（竹内睦夫君） これから議提第 10 号に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認めます。これで議提第 10 号の質疑を終わります。

これから議提第 10 号の討論を行います。これの討論を省略したいと思いますけれども、御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。これで議提第 10 号に対する討論を終わります。

これから議提第 10 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、議提第 10 号原爆症認定制度を抜本的に改めることについての意見書は、原案のとおり可決されました。

次に、議提第 11 号について、4 番池田好隆議員の説明を求めます。4 番池田好隆議員。

【4 番（池田好隆君）登壇】

4 番（池田好隆君） 議提第 11 号でございます。県に「『子育て新税』を導入しないで下さい」の意見書の提出であります。

会議規則第 14 条の規定により提出するものでございます。

平成 19 年 6 月 15 日提出。にかほ市議会議長様。

提出者、にかほ市議会議員池田好隆。賛成者、にかほ市議会議員佐々木弘志、同じく榊原均、同じく佐々木清勝、同じく佐々木正明、同じく斎藤修市、同じく佐々木正己。

内容につきましては、裏面記載のとおりでございます。御一読いただきたいと思っております。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 19 年 6 月 15 日。

秋田県にかほ市議会議長竹内睦夫。

提出先は、秋田県知事寺田典城様でございます。

よろしく申し上げます。

議長（竹内睦夫君） これから議提第 11 号に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認めます。これで議提第 11 号の質疑を終わります。

これから議提第 11 号の討論を行います。この討論を省略したいと思いますけれども、これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。これで議提第 11 号に対する討論を終わります。

これから議提第 11 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、議提第 11 号県に「『子育て新税』を導入しないで下さい」の意見書は、原案のとおり可決されました。

【19 番（佐々木平嗣君）「議長、発言あります」と呼び発言を求める】

議長（竹内睦夫君） 19 番佐々木平嗣議員。

19 番（佐々木平嗣君） 当局でこれまで説明されてきました。当議会でもそれに関しての一般質問が何人からも行われており、市民の関心も高くなっている金浦地区の文化会館建設を含めました、まちづくり整備案を議会で調査検討するための調査特別委員会の設置を発案したいと思いますので、諮ってくださることを提案します。

議長（竹内睦夫君） ただいま 19 番佐々木平嗣議員より以上の申し出がありましたけれども、これを動議とみなします。

この動議に対して賛成者の挙手を求めます。

【賛成者挙手】

議長（竹内睦夫君） 所定の賛成者がおりますので動議は成立しました。よって、ただいまの件を本日の日程に追加して審査することに決定します。

暫時休憩します。

午前 11 時 56 分 休 憩

午後 1 時 21 分 再 開

議長（竹内睦夫君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほど午前中の会議において提出された動議が成立いたしております。本動議を本日の議題として追加して審査するということになりますので、これより直ちに提出者から説明を求めます。19 番佐々木平嗣議員。

【19 番（佐々木平嗣君）登壇】

19 番（佐々木平嗣君） 文書を先に出しておりますが、訂正をお願いいたします。

1 行目のかぎ括弧の前の「この」を訂正してください。カットです。3 行目の一番右側の「建設常任」の前に「産業」と入れてください。その下の「物」という漢字を平仮名にしてください。その下の「よって地方自治法」の後の「 条」のかわりに「第 110 条第 1 項」と入れてください。

そして、一番下の行の「討議会」の「討」を「当」にし、「当議会」にしてください。一番最後の「(仮称)」を消してください。

それでは、行います。

先ほど動議の説明で申し上げたとおり、「金浦地域まちづくり整備事業」は市民より注目されている大きな事業であり、今後計画が進んでいきますと、財政問題は総務常任委員会、文化会館建設については教育民生常任委員会、都市計画や観音瀉改修等は産業建設常任委員 — すみません、「会」を入れてください — とそれぞれに大きくかかわってくる問題であり、10年、20年先を見据えたものを議会としても十分な調査を積み上げていかなければならないと考えます。

よって、地方自治法第110条第1項の規定によって、所定の賛成者を添えて、当議会にこれの特別委員会の設置を提案いたします。

提出者、にかほ市議会議員佐々木平嗣。賛成者、にかほ市議会議員池田好隆、同じく宮崎信一、同じく飯尾善紀。

平成19年6月15日。

以上です。よろしくお願いいたします。

議長(竹内睦夫君) 提出者の趣旨説明が終わりましたので、質疑を行います。ただいまの説明に対する質疑ございませんか。 — 15番榊原均議員。

15番(榊原均君) 今、佐々木議員から特別委員会に関する動議の説明がございましたけれども、普通、特別委員会設置に当たっては、きちんとやはり議会全体で話をするか、議会運営委員会できちんともんで、どういうところを、どこまで何人で調査特別委員会をつくって審査するかという、具体的なものがなければ。きょうのあれを見ますと、突然来て、いきなり前触れもなく調査特別委員会をつくりますよと、これでは当然、私は理解できないだろうと思いますし、この事業内容を見ますと、人を引きつける活気と交流を促す拠点づくりだとか、それから、人の往来、生活、安全、そういうものを支える基盤整備だとか、まちづくりを支える人の組織の育成だとかありますけれども、これを全部やるのか、それとも今ちまたで言われている、ある特定の事業に関してきちんと特別委員会を設けてやるのか、その辺が全く見えません。そういうものをどのようにとらえて今回動議を提出しているのか、きちんと御説明をいただきたいと思います。

議長(竹内睦夫君) 佐々木平嗣議員。

19番(佐々木平嗣君) このにかほ市を前向きに考えまして、いい地域づくりをしていかなければいけないと私は思って、この提案をさせていただきました。そしてまた、今、これからのことであるので、すべてのものを網羅した形で、いろいろな形を取り入れたまちづくりをしていただければと思っております。

そしてまた、各委員会3名ずつぐらいの約9名で、この委員会を形成していただければうまくいくのではないかと考えております。以上です。

議長(竹内睦夫君) 15番榊原議員。

15番(榊原均君) 私の今の質問にまともに答えておりません。それと、当然、議会から当局に対して、事前にこういう問題が起きるとすれば、仮にそういうことが想定されるとすれば、きちん

と資料を前に出していただいて、これは市長も言っています、重要なことに関しては事前に議会と十分協議したいと。そういうこともやっぱり確認した上で、私はこれを設置するべきだと思っておりましてけれども、きょうこのような形で来た、その辺のところの配慮が全然なされておりませんし、当局に対して、そういう申し入れも全然していないということなんですか。その辺のところをお答えいただきたいと思います。

議長（竹内睦夫君） 19番佐々木議員。

19番（佐々木平嗣君） お答えします。

確かに、今の点、よく考えるとそのとおりだと思いますが、私もいろいろ勉強した中での、足りない部分もあると思われま。それについてはこれから勉強もしながらやっていきたいと思いますし、また、自分が本当にまちづくりに積極的に参加したいという気持ちで出したのであって、特に議員の方々の足を引っ張るとか、まちの足を引っ張るとかという気持ちで出したわけではございません。その辺は御了承願いたいと思っております。

議長（竹内睦夫君） 2番佐々木正勝議員。

2番（佐々木正勝君） 今回提案されました特別委員会設置、それには反対ではございません、賛成です。前もって言っておきます。

それとあわせて、この特別委員会設置に当たっては、議会運営委員会で十分議論をされております。議論をされ、決まっております。その議論された内容と決、どのように決まったか。それをわかっていて多分提出されたと思っておりますので、その内容と決の結果について。

【「わからなければわからないでいい」「何もわからないのか」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 19番佐々木議員。

19番（佐々木平嗣君） お答えいたします。中身については私はわかりませんでした。

議長（竹内睦夫君） 佐々木正勝議員。

2番（佐々木正勝君） それですよ、議長。こういう問題は、まずあえて特別委員会を設置する、それをする前に議会運営委員会で十分検討され、お話しされ、結論を出しているわけですね。ということは、議会運営委員会の説明も我々に説明なしで、ここでやるということは、議会運営委員会を頭から無視していることになっているんですよ。提出はいいですよ、動議は提出されましたから、これは通りましたよ。しかしながら、この議論に入る前に、運営委員会の趣旨、今までの経緯を十分説明して、なぜ否決になったのか、この問題が。私は、個人としては賛成ですよ、特別委員会は。しかし、なぜ議会運営委員会でこれが反対になったのか、それをきちっと説明しないで、この話が進められるなら、議会運営委員会は要らないんですよ、これ。

それとあわせて、このような諸問題が後でまた出てきた場合、これが前例となります。そうすれば、あのとき議会運営委員会を無視したんだから、またやってもいいと、そういうことになりますと、何が
— 議会運営委員会をまるっきり無視しています。そういう場合はあらかじめ
— だから、私、今、提出者に聞いたわけです。議会運営委員会の内容を知っていて、否決になったことも知っていて、提案されましたかと。それもわからないで提出するということは、これはどういうことなのかわからないですね。確かに、金浦町のまちづくり整備事業ですので、私は当然

賛成ですよ。十分皆さんから議論してもらえますので賛成です。しかしながら、むやみな格好で、「はい、そうですか」と特別委員会設置を上げても — まず議会運営委員長から経緯の説明を私は求めたいと思います。

議長（竹内睦夫君） 佐々木正勝議員に申し上げますけれども、本件に対しての質疑に限定してください。

【2番（佐々木正勝君）「はい、わかりました」と呼ぶ】

議長（竹内睦夫君） ほかに質疑ございませんか。 — 20番池田甚一議員。

20番（池田甚一君） 提出者に質問します。

特別委員会の設置は、私の知識によれば、具体的な議案を審査するための特別委員会であると。例えば当定例会に提案された議案だと、今までの知識で理解していますけれども、にかほ市まちづくり整備事業ということだけで特別委員会の設置が可能かどうか、その辺は研究されましたか。あるいは事務局の見解は。

議長（竹内睦夫君） 佐々木平嗣議員。わからなければわからないで結構です。

19番（佐々木平嗣君） わかりません。

議長（竹内睦夫君） ほかに質疑ございませんか。 — 22番佐々木正己議員。

22番（佐々木正己君） 文面の中に、「十分な調査を積み上げていかなければならない」と。何を調査するんですか、特別委員会をつくって。何を調査しようと佐々木議員はお考えですか。

議長（竹内睦夫君） 19番佐々木議員。

19番（佐々木平嗣君） 金浦地域まちづくり整備事業についての調査をしたいと思っております。

議長（竹内睦夫君） 22番佐々木正己議員。

22番（佐々木正己君） 言うまでもなく、行政上のいろいろな施行・施策は、財源と提案権を持っている執行部側にあるわけです。我々議会は、厳密に言えば、議案として出てきたそれを、いい悪い、可否を論じて方向づけをするという、そういう大きな役割があるんですが、今のお答えですと、全般的なあれで、議会として特に調査はないということになれば、我々が執行部のやるようなことを調査すると、そういうことですか。

議長（竹内睦夫君） 19番佐々木議員。

19番（佐々木平嗣君） 一般市民として見る目と、当局の見る目では若干の差があると思いますので、その辺の食い違いはあってもいいのではないかと考えておりますので、この提案をしたのであります。

議長（竹内睦夫君） 22番佐々木正己議員。

22番（佐々木正己君） 文化施設に関しては、審議会ができて、一般の人がもちろん中心になってやったわけで、今のお答えですと、一般市民の目というお答えですが、議会としての特別委員会ですから、一般市民というより議員として当然見なければならぬわけですよ。一般市民という言葉はおかしいのではないですか。

で、何回も言いますが、議員として調査を積み上げてということ、今のところは別に問題も何もないわけです。で、すべての材料は、当局がまず今のところは審議会からの答申等を受けて段取り

を進めようとしているはずであります、我々が議会としてそこに足を踏み入れてするというのはどうもお門違いではないかと思うんですが、その辺の御見解をお願いします。

【21番（本藤敏夫君）「議長、休憩、暫時休憩を求めます」と呼ぶ】

議長（竹内睦夫君） 暫時休憩します。

午後1時34分 休 憩

午後1時42分 再 開

議長（竹内睦夫君） 休憩前に引き続き再開します。

19番佐々木議員、なぜ今なのかと、今設置なのかということ、それだけ答えてください。

19番（佐々木平嗣君） お答えいたします。

なぜ今なのかということについて……

【「休憩中に言っているから」「22番の質問に」と呼ぶ者あり】

19番（佐々木平嗣君） 市民の目と議員の目の違いですか。

【22番（佐々木正己君）「具体的に何を調査するか」と呼ぶ】

19番（佐々木平嗣君） 市民の代表が私たちだと私は思っておりますので、その考えでこの問題を出したというつもりです。

議長（竹内睦夫君） ほかに質疑ございませんか。 — 11番佐々木弘志議員。

11番（佐々木弘志君） 総務委員会という名前が出ておりますので、まず、総務委員会の一員としてお尋ねしたいんですけども、財政に問題があるというのは、どのような財政の問題があるから問題提起されたのでしょうか。

議長（竹内睦夫君） 19番佐々木議員。

19番（佐々木平嗣君） 財政問題は総務常任委員会のほうに入ってくるのではないかとということで示したわけです。

議長（竹内睦夫君） 11番佐々木弘志議員。

11番（佐々木弘志君） 私の質問に答えていないと思いますので、もう一度お答えください。

【「財政においても問題がある……」と呼ぶ者あり】

【11番（佐々木弘志君）「もう一度、そうしたらね、わかりやすく」と呼ぶ】

議長（竹内睦夫君） 11番佐々木弘志議員。

11番（佐々木弘志君） 現段階では、このまちづくりの整備事業についての財政の問題としては、結局交付金の問題とか、あるいは合併特例債とか、そういうものが当局から提案されている段階なわけですね。で、これを国のほうへ申請しましょうというような段階であって、それであれば、問題だということであれば、そのことのどこか問題なのか、それを具体的に答えてほしいんです。

議長（竹内睦夫君） 19番佐々木議員。

19番（佐々木平嗣君） そういう問題をどういうふうにするかということも調査の中に入ってきま

すので、今現在は、そういう問題を提案していくかしていかないかというのはこの調査委員会の中で出てくると思いますので、出しました。

議長（竹内睦夫君） 11番佐々木弘志議員。

11番（佐々木弘志君） 問題があるかないかということで特別委員会を開くというのはちょっとおかしいのではないですか。どうでしょうか。

【「そうだ」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 19番佐々木議員。

19番（佐々木平嗣君） 私はそのように思っていますので、出しました。

議長（竹内睦夫君） ほかに質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認めます。

【「議長、賛成者としての発言は許していただけるんでしょうか」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 後ほど討論の段階で。質疑は終結しましたので。

以上で提出者の趣旨説明に対する質疑を終結します。

だいたいまから、本特別委員会設置に対しての討論を行います。初めに、反対の討論ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

【「休憩をお願いします」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 次に、賛成の討論ございませんか。

【「休憩をお願いします」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 討論なしと認めます……

【「議長、休憩を求めている」と呼ぶ者あり】

【「何で委員長に発言を絶対求めないようにするんですか。議長、不思議ですね、動きが」と呼ぶ者あり】

【「休憩を求めます」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） いや、今会議中ですので……

【「休憩の動議を提出します」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 暫時休憩します。

午後1時48分 休 憩

午後2時44分 再 開

議長（竹内睦夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

【16番（竹内賢君）「議長」と呼び発言を求める】

議長（竹内睦夫君） 16番竹内賢議員。

16 番（竹内賢君） 休憩時間中に議会運営委員会が開かれ、議運として、前に議長から諮問を受けたこの問題について、再度議会運営委員会の意見を周知させて、確認をしたと。で、全員が同じ理解に立ったという話を受けました。

その内容としては、佐々木清勝議員が質問し、それに対して、議会運営委員長も、例えば、調査研究することについて、9月ころという。ただし、めどは9月ころですけれども、前倒しもあると。その視野の中には臨時議会という言葉まで入っていますから、それを否定しないで、そのとおりですと、そういう話でした。

そういうことを受けて、私はやっぱり、今の佐々木平嗣議員から出された動議については、今定例会での採決については見合わせていただきたいと、こういうふうに意見を言いたいと思います。

議長（竹内睦夫君） 19 番佐々木議員。

19 番（佐々木平嗣君） いろいろの発言がありまして、私が話したことに對して、議員の方々にも大変いろいろな答えを出していただきました。その話を聞きますと、私の言っていることを、いずれ議会で取り上げてくれるという話になっておりますので、私の今回の動議は取り下げたいと思います。

議長（竹内睦夫君） ただいま 19 番佐々木平嗣議員より、先ほど提出されましたまちづくり整備事業調査特別委員会の動議を取り下げたい旨の発言がございました。これをいかがいたしますか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしということで、そのように……

【11 番（佐々木弘志君）「議長、異議あり」と呼び発言を求める】

議長（竹内睦夫君） 11 番佐々木弘志議員。

11 番（佐々木弘志君） 特別委員会設置ありきみたいな形で取り下げたというような、今、私の解釈だったんですけれども、とてもそれには承服できませんので。終わります。

議長（竹内睦夫君） 取り下げることに決定しましたので、佐々木議員の御意見は御意見として、19 番佐々木平嗣議員、よろしいですか。

19 番（佐々木平嗣君） はい、取り下げます。

議長（竹内睦夫君） 確認のためですが、提出文書に署名された賛成者の方々も、取り下げに異議はありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ】

議長（竹内睦夫君） はい。それでは、そのように決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。これで会議を閉じます。平成 19 年第 4 回にかほ市議会定例会を閉会します。

午後 2 時 48 分 閉 会